

# 「中小企業金融円滑化法」期限到来後の対応等について

平成 29 年 4 月 1 日  
上都賀農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでまいりました。

平成 25 年 3 月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（「中小企業金融円滑化法」）が期限を迎えましたが、当組合の金融円滑化推進に向けた対応はこれまでと何ら変わりなく、今後もお客さまの状況に応じ、弾力的かつ迅速な対応に努めて参ります。

## 第 1 金融円滑化についての当組合の方針の概要

当組合では、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、お客さまからのご相談等に引き続き適切に対応するため、「金融円滑化にかかる基本の方針」を定め、金融円滑化に向けた取組みを一層強化してまいります。

### 金融円滑化にかかる基本の方針

当 J A かみつが（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4 当J Aは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めてまいります。
- 6 当J Aは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。  
具体的には、
- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

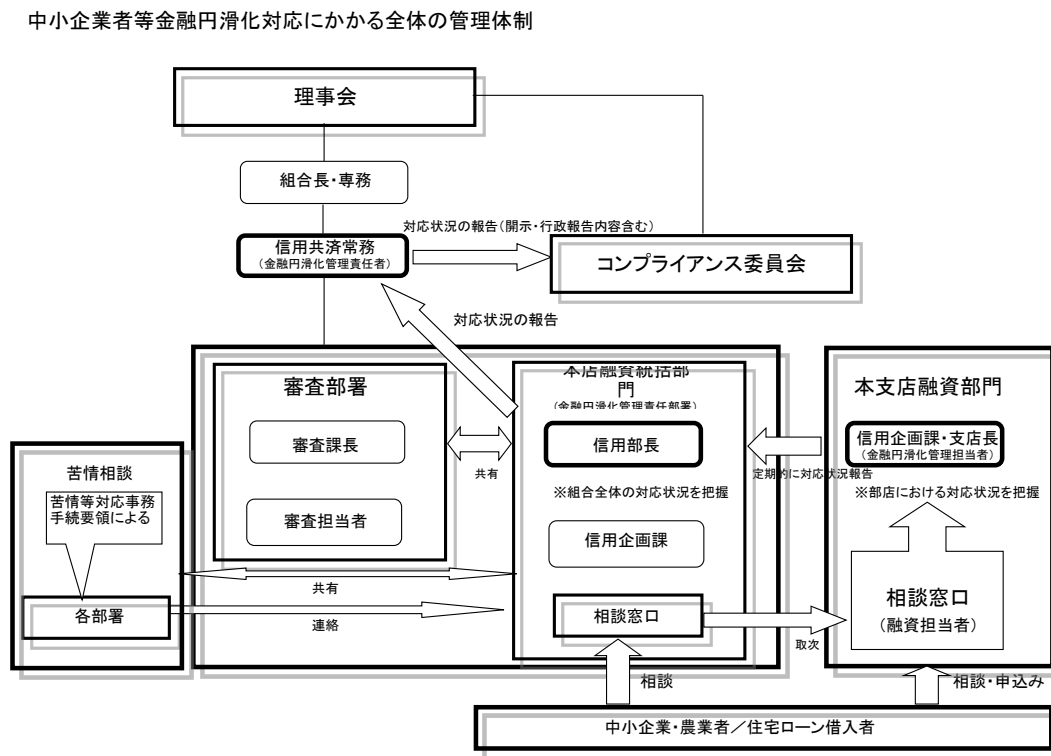
以上

**第2 金融円滑化にかかる対応状況を適切に把握するための組合体制に関する事項の概要**  
 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議しております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、信用部にて当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

対応状況を把握する体制図を図1に示します。

図1 中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制図



### 第3 金融円滑化にかかる苦情相談を適切に行うための体制に関する事項の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談を信用企画課に設置しているほか、各支店においても承っています（表1参照）。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、信用企画課および各支店に受付窓口を設置しております（表1参照）。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに信用企画課に連絡をし、信用企画課と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しています（図1参照）。

表1 相談窓口および苦情相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店信用企画課	鹿沼市鳥居跡町983番地1	信用部信用企画課	0289-65-1003
鹿沼支店	鹿沼市鳥居跡町983番地1	融資窓口	0289-65-1141
菊沢支店	鹿沼市武子791番地1	融資窓口	0289-65-1171
北犬飼支店	鹿沼市上石川1510番地1	融資窓口	0289-76-3161
南部中央支店	鹿沼市奈佐原町584番地1	融資窓口	0289-75-1131
南押原支店	鹿沼市楡木町1074番地3	融資窓口	0289-75-2141
東大芦支店	鹿沼市上日向315番地3	融資窓口	0289-65-1161
西方支店	栃木市西方町金崎276番地4	融資窓口	0282-92-2520
栗野支店	鹿沼市口栗野675番地	融資窓口	0289-85-2151
日光中央支店	日光市森友923番地3	融資窓口	0288-22-0251
落合支店	日光市文挾町422番地4	融資窓口	0288-27-1113
豊岡支店	日光市大桑町1142番地	融資窓口	0288-21-8311
小林支店	日光市小林2796番地1	融資窓口	0288-26-8031

#### 第4 金融円滑化にかかる農業事業者および中小・零細企業等の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項の概要

- (1) 金融円滑化協議会を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業事業者のお客さまに関しては、当組合の営農経済部門とも連携し、営農指導員24名にて経営相談等行う体制を整備しています。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

金融円滑化協議会運営要領は以下のとおりです。

##### 金融円滑化協議会運営要領

###### (目的等)

第1条 金融円滑化協議会（以下、「協議会」という。）は、金融円滑化の観点からの個別案件にかかる対応の適切性等に関することを協議することを目的とする。

###### (構成)

第2条 協議会は次の者をもって構成する。

信用共済常務を委員長とし、信用部長、審査課、総務部長、企画部長をもって構成する。

###### (委員以外の者の出席)

第3条 委員長は、必要と認めた場合は前条で定める委員以外の者を協議会に出席させることができる。

###### (協議事項)

第4条 協議会は次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 農業事業者および中小・零細企業等からの信用供与の申込みに対する対応
- (2) 農業事業者および中小・零細企業等からの債務の弁済にかかる負担の軽減申込みに対する対応
- (3) 農業事業者および中小・零細企業等に対する貸出条件の厳格化（回収、与信圧縮、金利引き上げ、保全強化等）にかかる対処方針の変更
- (4) 条件緩和債権対象先等にかかる経営改善への取組みにかかる対応
- (5) その他協議会の構成員が必要と認めた案件

###### (開催)

第5条 協議会は、構成員から求めがあった場合に開催する。

###### (協議記録)

第6条 協議会の協議については、その経過の要領と結果を協議記録に記載し、5年間保存する。

###### (協議会における個別案件の協議結果の取扱い)

第7条 協議会の協議対象となった個別案件の最終的な決定は、権限規定等に定める権限者とするが、協議会の協議結果を踏まえたものでなければならない。

(事務局)  
 第8条 この協議会の事務局は、審査課とする。

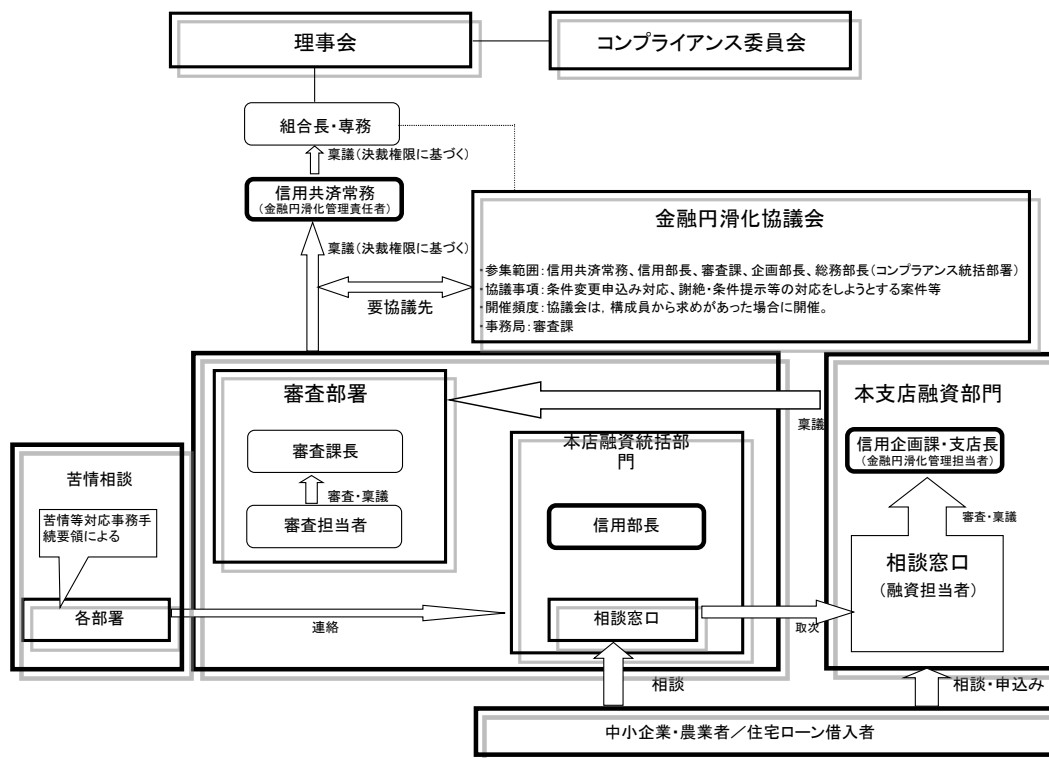
以上

附則  
 (実施日)  
 この要領は、平成22年1月27日から実施する。  
 この要領の改正は、平成25年9月26日から適用する。

金融円滑化協議会の運営体制図を図2に示します。

図2 金融円滑化協議会の運営体制図

中小企業者等金融円滑化対応にかかる体制(個別案件対応)



第5 金融円滑化にかかる措置の実施状況(債務者が中小企業者である場合)

別表1のとおり。

第6 金融円滑化にかかる措置の実施状況(債務者が住宅資金借入者である場合)

別表2のとおり。

## 金融円滑化にかかる措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成28年9月末		平成29年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	11	283	11	283
うち、実行に係る貸付債権の額	1	5	1	5
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	1	5	1	5
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0
	10	278	10	278
うち、実行に係る貸付債権の額	10	278	10	278
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(金額単位：百万円)

	平成28年9月末		平成29年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

## 金融円滑化にかかる措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成28年9月末		平成29年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	16	172	17	175
うち、実行に係る貸付債権の額	14	160	15	163
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	2	11	2	11

(注) 金融円滑化にかかる措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。